

平成23年度 第5回三重県公共事業評価審査委員会議事録

1 日 時 平成24年2月7日(火) 15時00分～16時30分

2 場 所 三重県勤労者福祉会館 6階 講堂

3 出席者

(1) 委員

葛葉泰久委員長、大森達也副委員長、江崎貴久委員、芝崎裕也委員、
田中彩子委員、南部美智代委員、森下光子委員

(2) 三重県

(農水商工部)	福岡	農業基盤整備分野総括室長	
	藤吉	水産振興分野総括室長	他
(県土整備部)	森若	道路政策分野総括室長	
	久世	流域整備分野総括室長	
	横山	住まいまちづくり分野総括室長	他
事務局	土井	公共事業総合政策分野総括室長	
	渡辺	公共事業運営室長	他

4 議事内容

(1) 三重県公共事業評価委員会開会

(公共事業運営室長)

それでは、ただ今から平成23年度第5回三重県公共事業評価審査委員会を開催いたします。本日の司会を務めます公共事業運営室長の渡辺でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、本委員会につきまして、原則公開で運営することとなっております。委員の皆さま、本日の審議におきまして、傍聴を許可するということによろしいでしょうか。

(委員長)

委員の皆さま、よろしいですか。

(委員同意)

(委員長)

では、傍聴を許可いたします。

(公共事業運営室長)

傍聴の方がおみえになりましたら、入室をお願いいたします。

(傍聴者入室)

(公共事業運営室長)

それでは、始めさせていただきます。本日の委員会につきましては、10名の委員中、6名の委員にご出席いただいておりますので、三重県公共事業評価審査委員会条例第6条第2項に基づき、本委員会が成立することをご報告いたします。また、江崎委員が少し遅れて出席していただくと承っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事次第につきまして、事務局の方から説明をさせていただきます。

(事務局)

本日、資料1の議題でございますように、これまで委員会で審議いただきました各事業の対応方針を、資料4の事業方針書に基づき報告させていただきます。赤いインデックスが付いている4番でございます。

再評価の事業につきましては、まず公共事業推進本部から全体の対応方針と、各部共通の取り組みの総括意見について報告いたします。次に、県土整備部の個々の取り組みを一括して報告いたします。その後で、質問をお受けしたいと思います。続いて、事後評価対象事業につきまして、再評価と同様に、公共事業推進本部から全体の報告を行い、次に農水商工部、県土整備部の順で、個々の取り組みを一括して報告いたします。その後で、質問をお受けしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、資料の最後に、青いインデックス資料編を添付しております。ここには、本年度の再評価箇所、事後評価箇所の概要を記載しておりますので、併せてご参照ください。

(公共事業運営室長)

委員の皆さま、ただ今の説明で何かご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、議事次第の議題1以降につきまして、委員長の方に進行をお願いしたいと思います。委員長、よろしくお願いいたします。

(2) 再評価結果における今後の対応方針

(委員長)

それでは、ただ今から議題1の再評価結果における今後の対応方針について、

事務局お願いいたします。

(公共事業運営室長)

議題1の再評価結果における今後の方針について、まず公共事業総合推進本部から報告させていただきます。

(公共事業総合政策分野総括室長)

どうもいつもお世話になっております。県土整備部公共事業総合政策分野総括室長の土井です。併せて公共事業総合推進本部の事務局長を務めさせていただいております。私の方から共通部分ということで、報告させていただきます。資料4の公共事業評価結果における事業方針の1ページを見ていただきたいと思います。ここに再評価結果ということで、再評価は今年度表1にありますように、5件の事業について、再評価を頂きました。5事業すべてについて、右の欄の2つ目にありますように、答申としましては継続という形で答申を頂きました。その中でいろいろな付帯意見ならびに総括意見を、今回頂いたということでございます。

そういう中で事業部局としまして、その方針を基に県の対応方針としましては、右の欄、最終欄にありますように、継続をさせていただきたいということと、今言いました付帯意見等について、いろいろな意見を頂いているのに対する対応方針を、各部、各事業担当総括の方から後ほど説明をさせていただくという形で、よろしくお願ひしたいと思います。

私の方からは、総括意見を頂いております。3ページを見ていただきたいと思います。ここに昨年10月4日に開催されました第2回の審査会におきまして、「今後の再評価においては、社会情勢の変化をより反映したものとされたい」との意見を頂いております。この内容ですが、これについては、昨年3月に発生しました東日本大震災におきまして、特に道路は早期に道路啓開ということで、がれきを除いて復旧し、そういうことで救助とか救援活動、広域的な緊急物資の輸送を可能にするなど、さまざまな効果、役割を果たしたということもあります。また、事業計画が策定された時点と今では、非常に時代背景も違うということで、県民のニーズも多様化しています。このようなことをいろいろ踏まえて、社会情勢の変化をより反映した評価に努めるようにされたいという意見を頂いたと理解しております。

そういう意味で、2の今後の対応方針でございますが、再評価における事業効果については、これまでに国交省のマニュアル、3便益とかああいう形で規定されている便益だけではなく、例えば緊急車両、この審議でもありました260号の南島バイパスにおきましては、救急車などの緊急車両の時間が短縮されたとか、CO2の削減などについても調査し、報告をさせていただきました。

このような中、今言いました東日本大震災とか、9月に県内を襲った紀伊半島大水害などにより、県民の防災への関心が高くなったことから、社会情勢の変化に対応した評価は、非常に重要だと認識している次第です。そういうことで、国土交通省におきましても、特に防災の面で、現行の3便益以外に防災機能ということで、広域地域防災の道路ネットワークの強化とか、地域防災に資する道路ネットワークの強化とか、個々の危険個所の解消。そのような防災面の評価も、試行的に東日本の災害復旧で、それらも加味した形で今、取り組まれているということもあります。そういうことも鑑みまして、今後の再評価におきましては、防災をはじめ多面的な効果を的確に把握し、社会情勢の変化を反映した評価に取り組んでいきたいということで、ご報告させていただきたいと思っております。

以上が、私からの各部共通の取り組みでございます。

(公共事業運営室長)

続きまして、4ページ以降でございますが、県土整備部の取り組みということで、道路事業、海岸事業、街路事業の対応方針を続けて説明させていただきます。まず、道路事業からお願いいたします。

(道路政策分野総括室長)

道路を担当しております森若といたします。4月からお世話になっております。よろしく申し上げます。5ページ目です。四日市湯の山道路、南島バイパスという道路について、ご審議をいただきました。10月4日にとても熱心にご議論いただきました。三滝川の話と、避難路の話、津波の話を中心にたくさん議論していただきました。ありがとうございました。

2番目の委員会意見のところを読んでいます。1番目につきましては、「当該事業が周辺地域へ及ぼす影響、特に防災面の影響について適切な評価に努められたい」、2番目南島バイパスにつきましては、「災害時における活用について南伊勢町とともに対応されたい」というご意見を頂きました。

道路事業の背景につきましては、まだなかなか道路整備が追い付いていませんという話とか、限られた予算の中で計画的な整備について努めてまいりますということを書かせていただいております。

4番目、対応方針については、事業継続ということを頂きました。ありがとうございます。

5番目、事業への対応方針ですが、課題のところ、3点ありまして、最初の1点につきましては、早期の整備、それから2つ、次の6ページにあります。その3つについて、個々その裏返しみたいな感じですが、解決方針を書かせていただいております。1つ目は、早期の整備という話です。今後の事業執行については、引き続き市町や地元関係機関との連携を図って、早期完成に向けて計画的で効率

的な事業執行に努めます。いろいろ工夫しながら、少ない予算の中、頑張っ
ていこうと思っております。

それから、2つ目は、主に四日市湯の山道路の関係で、道路の整備にあ
たっては、周辺地域の影響などの的確な把握に努めます。四日市湯の山道
路、三滝川の横を通っておりますので、その水源の所を道路が走ってい
くのですが、工事のときそこに何らかの影響があるだろうということ
です。当然何らかありますので、その影響を把握しながらやりたいとい
うことを、書かせていただいています。

それから、3つ目は、主に南島バイパスの話ですが、文面的には道路の
持つ多面的な機能を有効に活用できるように、関係市町との連携に努
めますと書いています。南島バイパスは、リアス式の海岸の所につく
る少し高い道路になりますので、そこに避難の階段を、今もつくって
いるわけですが、引き続き南島バイパスであれば南伊勢町さんと話を
しながら、もうちょっと階段欲しいという話も、市町さんと協力しな
がら、考えていきたいということを書かせていただきました。よろしく
お願いいたします。

(流域整備分野総括室長)

流域整備分野の総括をしております久世でございます。どうぞよろしく
願います。資料は7ページでございます。海岸事業の対応方針について
ということで、再評価審査いただきました事業は、海岸事業の長島港海
岸と千代崎港海岸でございます。委員の方からは、平成23年9月16
日開催された第1回公共事業評価審査委員会における審査結果とい
うことで、「事業継続の妥当性が認められたことから、事業継続を了承
する」との答申を頂きました。ありがとうございます。また、併せて
、「今年3月に発生した東日本大震災により、多くの県民が津波防災
対策に関心を持つ中、本地区においても東海、東南海、南海地震発生
が危惧されることから、関係部署および関係市町と連携し、災害時の
避難などソフト対策を含めた総合的な施策を進められたい」とのご
意見を頂いております。

まず、海岸事業の背景でございますが、長島港海岸につきましては、
北牟婁郡紀北町の北部に位置しております。典型的なリアス式海岸で
ございます。背後に人家が密集し、JR線等も通っております。当海岸
の既設護岸・堤防につきましては、昭和28年の台風13号とか伊勢湾
台風による災害後に築造されたものでありまして、老朽化が著しくな
っております。また、台風時等には、堤防を越流した海水が背後地に
降り注ぐという状況にございました。本事業につきましては、こうい
った護岸・堤防の補強改良を行うことにより、背後地の生命・財産を
守るということで、実施をさせていただいているところです。

一方、千代崎港海岸は、鈴鹿市の北部に位置しております。こちらは
直線的に伸びる海岸でございます。背後地は鈴鹿の人口集中地帯が
広がっております。これも昭和28年の台風13号等で大きな被害を受
けまして、復旧事業で築造され

た堤防でございます。かつては白砂青松の名勝でありましたが、どうしても侵食、砂浜の減少が進んでおりました、台風時や低気圧の通過時に、背後地へ飛沫が来るといった状況でございます。こういったことを踏まえまして、海岸侵食の進行を防止し、海浜の安定を図るとともに、背後地の被害を防ごうということで、事業をさせていただいております。

再評価対象事業の対応方針でございます。評価委員会においても、事業継続の了承をいただき、また防災上必要な事業であることから、今後も効率的・効果的な投資に努め、コスト縮減を図るとともに、関係部署および沿岸市町の行うソフト対策とも連携しながら、事業を進めてまいりたいと考えております。

事業への対応方針でございますが、事業の課題としましては、やはり海岸保全施設であらゆる津波を防ぐことは困難です。こういった津波被害軽減のためには、市町が行ないます避難計画の策定等の避難対策と連携したソフト対策が重要と考えております。また、津波の来襲時には、海岸保全施設が機能していない場合については、さらに浸水区域が増加するということですので、そういったときの堤防の機能確保が課題と認識しております。

課題解決の方針としましては、この海岸保全施設、堤防等が機能すれば、被害を軽減させることができると考えておりました、こういった既存施設の老朽化対策および耐震対策を進めていきたいと考えております。これによりまして、最大クラスの津波が来襲したときにも、粘り強い堤防として機能することで、少しでも津波の到達を遅らせることや、浸水区域を軽減することができると考えております。また、沿岸市町の行う避難対策と連携して、避難時間を確保するための陸間の動力化とか、堤防への津波の啓発看板、避難階段設置等のソフト対策を、市町とあわせて進めてまいりたいと考えております。私からは以上でございます。

(住まいまちづくり分野総括室長)

私、住まいまちづくり分野を担当しております横山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。再評価審査対象事業でございますが、街路事業5番、松阪公園大口線外1線です。委員会から頂いた意見は、平成23年10月4日に開催されました第2回委員会における審査の結果、「事業継続の妥当性が認められたことから、事業継続を了承する」ということで、ご答申を頂いております。

背景でございますが、街路事業は、都市における円滑な交通機能の確保および公共空間を備えた良好な市街地の形成を図ることにより、安全で円滑な都市生活と、機能的な都市活動に寄与することを目的として、市街地の都市計画決定された道路を整備する事業でございます。この松阪公園大口線というのは、市役所を含めました松阪市内の中心市街地と国道42号および23号を、直角方向に連絡する幹線道路でございます、鉄道交差の立体化によって踏切を解消いたしまして、安全で円滑な交通の確保を図るとともに、緊急輸送道路の機能強化を図ることを

目的として、事業を進めさせていただいております。

対応方針といたしましては、事業の妥当性をご確認いただいたということですから、事業効果の早期発現に向けて、事業を継続して実施していきたいと考えております。

また、事業の課題につきましては、本事業は鉄道部分をアンダーパスさせる計画であり、アンダーパス部分は周辺道路面よりも低くなるために、降雨時の冠水対策が必要になります。それに対する課題の解決方針でございます。近県でもこのアンダーパス部分で、痛ましい事故が起こったということも鑑みまして、アンダーパス部の冠水対策につきましては、ポンプ排水を計画しておりますが、ポンプの故障時の対応の予備として、別のポンプも設置すると。さらに、万が一冠水した場合には、アンダーパス部分に冠水した旨を示す標示盤を設置するとともに、その当該情報が管理する建設事務所に入るようにすることで、人的にも現場に担当者が到達して、利用者の安全確保に努めるといような、なるべくリダンダンシーを考慮した安全対策を進めていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

(公共事業運営室長)

委員長、再評価評価結果における今後の対応方針についての報告は、以上のとおりでございます。よろしく願いいたします。

(委員長)

ありがとうございました。委員の皆さん、今年度委員会での審査を行いました再評価対象事業の共通事項および個々の事業について、今後の対応方針を担当の方から述べていただきました。ただ今の説明で何かご質問、コメント等ございましたら、よろしく願いいたします。

(委員)

海岸事業ですが、去年の 3.11 以降、堤防の耐震化の工事に関して、我々評価委員としても、どこまでが耐震基準なのかという部分が、ちょっと分からないところがあるので、ご説明いただけますか。ある程度国の指標は出ていると思いますが、震度何クラスで、どこまでの耐震基準で、どれだけ耐えられるのか。その辺が分からないので教えてください。

(港湾・海岸室長)

県土整備部で海岸の方を担当しています室長の港湾・海岸室の長谷川です。耐震基準というのは、3.11 以降、今検討されているところでございます。地震でいいますと、最大クラスの地震に対してと、あと施設が供用している期間に対し

での地震と、2つの地震で施設を検討するようになっていきます。施設が供用している概ね75年に一度ぐらいの地震に対しては、堤防が沈下しないようにという地盤の改良をしよう。それと、それ以上の何百年に1回、1,000年に1回という地震に対しては、海岸堤防が機能するように。ある程度沈下はしても、まったく崩れてしまわないような機能を果たすようなものにしようという基準で整備をしております。

3.11を受けて、今後どういうふうに基準がまた変わっていくかというのは、今、国の方でいろいろ検討されているところで、それについてはまだ変わっておりません。

(委員)

ありがとうございます。そうすると、国の指針が出れば、ある程度一定期間進んだ事業に関しても、その耐震基準に合わせていくということで、よろしいでしょうか。

(港湾・海岸室長)

方向はそうなのですが、やはり耐震化のための当然費用もかかりますし、すべて一遍にというのはできませんので、まずは今までの基準で整備を進めていくのですが、その整備をしていく中で、見直すことができるものについては、見直していくという形になると思います。

(委員)

ありがとうございます。

(委員)

10ページのアンダーパスのことです。予備のポンプを設置する予定ですがというのは、予備のポンプを設置したら、冠水しちゃうのではないですか。冠水しないためのポンプではないのですか。

(住まいまちづくり分野総括室長)

もちろんそういうことです。ただ、万が一ということで、予備のポンプも故障したりとか、それから、ポンプの能力を超えるようなゲリラ豪雨的なものがあった場合でも、最悪の事態を避けるために、標示装置を設けるという意味で書かせていただいております。

(委員)

そういうのは、建設事務所の人が標示するものなのですか。

(住まいまちづくり分野総括室長)

いいえ。これは自動的に標示されます。

(委員)

放っておいても電気がスイッチ入れて。電気が切れていたらどうなるのですか。停電していても、それは自家発電になるものですか。分からないので聞いています。

(住まいまちづくり分野総括室長)

自家発電装置を据え付けております。

(委員)

付けてあるので、放っておいてもいいわけですか。

(住まいまちづくり分野総括室長)

はい。

(委員)

そうですか。ありがとう。

(委員長)

その自家発電装置というのは、このそばにあるのですか。

(住まいまちづくり分野総括室長)

通常このそば、アンダーパスよりちょっと高い所辺りに、機能するように置いてあります。

(委員長)

福島原発にあったように、水が来て自家発電装置が動かないようになるということは、ないような高い所にあるということですね。確認ですが、当然そうでしょうねと。

(住まいまちづくり分野総括室長)

基本的には、アンダーパス部分の排水をすることなので、普通の高さの道路の所に水が1m、2mつくような状態ですと、当然そこまでも来ないわけですから、そういった10mとか非常に高い所ではないのですが、アンダーパスの

排水を目的とした十分な高さを考慮して設けるということにしております。

(委員)

自家発電というのは、何で動くのですか。

(住まいまちづくり分野総括室長)

通常はディーゼルエンジンなのですが、今機種を確認すると、そこまでは書いてございませんが、通常はディーゼルエンジンです。

(委員)

それも必ずいつもきちっと補充し、動くように？

(住まいまちづくり分野総括室長)

定期的な点検はすることになっております。

(委員)

と思っていたのですがということは、ないようにしてほしいです。

(住まいまちづくり分野総括室長)

それは先ほど申し上げた隣の事故でも、そういった装置がうまく動かなくて、痛ましい事故が起こったという教訓もございますので、その辺反省を踏まえて、維持管理をしていく必要があると思っております。

(委員長)

他に委員の方、何かございませんでしょうか。

(委員)

四日市湯の山道路、再評価のときにも何度かいろいろとこれはお聞きしたりしてきたところですが、この道路はもし地震があって、津波が来たら、四日市の辺りずっと冠水、津波が来るようなマップができておりましたが、この辺りまで来る予定というのか、そういうのが示されていた場所でしたか。ここまでは来ない？ そうですか。ただ、また関係市町村といろいろ災害時の対応について、今後討議していくと書いていただいてもありますが、やはり 3.11 後、そういう意識が高まってきて、何か今後に対しての会議、相談とかが、今まで以上に積み上げられていくという予定があるのかどうか。ちょっとそこだけ聞かせてください。

(道路政策分野総括室長)

四日市湯の山道路については、今、三滝川の水害の所を一番詰めようと思っています。津波の話については、全般的にやっていかなければならないと思っています。ただ、この四日市湯の山道路は山の方にあるので、津波はそんなに議論には。想定外というのは確かにそうかもしれないですが、それよりもっと沿岸部の方が。

(委員)

では、いろいろな部分で、道路も今後災害の被害の拠点になるということで、よろしくをお願いします。ありがとうございます。

(委員長)

他に何かございますか。特に何もなければ、次に進みたいと思いますが、よろしいでしょうか。それでは、議題2の事後評価結果における今後の対応方針について、事務局お願いいたします。

(3) 事後評価結果における今後の事業方針

(公共事業運営室長)

それでは、事後評価結果における今後の対応につきまして、公共事業総合推進本部の方から報告をさせていただきます。よろしくをお願いします。

(公共事業総合政策分野総括室長)

事後評価ですが、11 ページをご覧ください。表2にありますように、7件の事業について審査をしていただいております。7事業すべてにおいて、答申欄、右から2つ目にありますように、了承ということの答申を頂いております。審議の中で、数多くの貴重な意見を頂いております。今回、事後評価におきましては、総括意見を頂いておりません。個々の事業ごとに付帯意見を頂いたということで、担当総括よりそれに対する今後の取り組み、対応方針について説明をさせていただきます。よろしくをお願いします。

(公共事業運営室長)

資料は12 ページからになります。まず、農水商工部の取り組みということで、担い手育成基盤整備事業と海岸環境整備事業について、報告をお願いいたします。

(農業基盤整備分野総括室長)

農水商工部農業基盤整備分野総括室長の福岡でございます。よろしくをお願いいたします。それでは、13 ページをお開きいただきたいと思います。担い手育成

基盤整備事業につきまして、対象事業 501 番津中部地区でございます。委員会の意見ということで、12 月 20 日に開催されました第 4 回三重県公共事業評価審査委員会におきまして、「事業の効果、今後の課題については、事後評価の妥当性を認める」との答申を頂戴しました。ただ、併せまして、「今後の社会情勢の変化に対応し、事業効果が発現するよう、市および地元農家と連携し、営農指導に努められたい」とのご意見を頂戴しました。

これらを踏まえまして、担い手育成基盤整備事業の背景ということでございます。評価委員会の際にもご説明させていただいたかと思いますが、担い手育成基盤整備事業は、農地の大区画化、農道や用水路・排水路など、農業用施設などを整備することによりまして、農業生産性の向上を図るとともに、農業経営の合理化や農業の担い手の育成を図っていただくことを目的としております。当津中部地区におきましては、農地が非常に狭く、不整形で、農道は狭く、水路が多いということから、効率の悪い農業を営んでいたという現状でございました。このため、中勢バイパスの整備や岩田川の改修と相まって、大区画ほ場、農道、用排水路の整備に対する地域の要請が高まっていたところでございます。このような中で、担い手への農地の利用集積や営農の省力化、効率化、ひいては農業経営の経営力を養うという目的で、事業を実施してまいりました。

事業への対応方針というところで、事業の課題でございます。もうよくご存じのことかと思いますが、農家の高齢化の進行や後継者の不足、混住化等々が進んでおります。農家の減少などによりまして、農業者だけで農地や農道、用排水路の農業用施設などの維持管理をしていくことが、非常に困難な状況となってきています。これも一つの課題でございます。そして、自然環境や景観に配慮した事業の実施というものも、求められております。また、食料自給率の低さや、食の安全・安心に対する消費者ニーズの高まりなど、社会的背景を踏まえ事業を実施することが求められております。

このような中で、課題の解決方針でございます。水資源の効率的な利用や、水管理の省力化につながるパイプライン化を中心に整備することにより、担い手農家の育成と農地の集積を進め、営農面も当然含めた中での安定的な農業経営ができるように、支援してまいりたい。

そして、農業用施設の維持管理です。先ほども申しました農家だけでなく、非農家も含めた活動とするため、農地や農業用施設、農村環境の保全向上を図る「農地・水・環境保全向上対策」というのを、5 年前から取り組んでいます。来年度から当対策につきましては、国におきまして二期対策も実施するというところで概算要求されております。このことにつきましても、地域の資源を守っていくという中で、積極的に支援してまいりたいと思っております。

また、平成 22 年 4 月に、担い手育成基盤整備事業を対象とした「農業農村整備工事に係る希少生物保全対策指針」というものを、三重県におきまして策定し

たところでございます。この指針に基づきまして、自然環境と調和した整備のあり方について、地域の合意形成をいただきながら、環境や景観により一層配慮した事業の推進を、図ってまいりたいと考えております。

最後に、委員会の方でもご指摘いただきました地元、農家等々連携して、営農指導に努めるということでございますが、実は事業効果の当然確実な発現に向けまして、JA、市町、県の営農普及担当と連携しながら、地域でどういうものをつくっていけばいいのか、またどういう付加価値のある農産物に取り組んでいけばいいのかということ、取り組んでいきたいと思っております。当津中部地区におきましては、3月に営農推進会議ということで開催することとなっております。また、県の横断的な支援体制であります三重県水田農業構造改革推進チームの取り組みの当地域を対象としても、取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

(水産振興分野担当総括室長)

農水商工部水産振興分野担当総括室長の藤吉と申します。よろしく申し上げます。15 ページでございます。海岸環境整備事業についてということで、1 番にありますように、錦漁港海岸でございます。

2 番、委員会意見でございますが、平成 23 年 12 月 20 日に開催されました第 4 回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、「事業の効果、今後の課題については、事後評価の妥当性を認める」との答申を頂戴いたしております。また、併せて、「ソフト対策として、特に津波・地震に対して防災対策を進め、より分かりやすい避難表示看板の設置に努められたい」との意見を頂戴したところでございます。

3 番、この事業の背景ですが、海岸環境整備事業でございますが、国土保全や国民の生命・財産を守ることと併せて、人工の砂浜や遊歩道、植栽等を整備して、快適な海岸環境を保全・創出することを目的とする事業でございます。今回、事業を行いました錦漁港海岸は、もともとは狭い自然の砂浜のみで、海水浴の利用や地域住民の憩いの場としての利用には、不十分な状況だったものですから、今回の事業では、この海岸の保全と併せて、海浜を利用したレクリエーション活動の場を提供することで、地域住民の生活空間の向上、漁村と都市との交流、地域の活性化を支援するというところで、これを目的としまして、この事業を実施したところでございます。

4 番の事業への対応方針ですが、事業の課題でございます。事業完了後のアンケートの結果では、海水浴場の利用客増によるごみ対策や、駐車場不足の問題が、アンケートの結果ありましたので、今後の地域の活性化につながるようなソフト・ハード面の改善と維持管理を、県と町が連携して取り組むような意見を頂いたと考えております。また、海岸利用者の安全確保の点から、より一層の防災対

策を進める必要があるとも考えております。

16 ページでございます。課題の解決方針でございます。先ほどの課題の結果、来訪者に対するマナー向上看板の設置や、地域と連携した観光 PR、年間を通してこの施設が利用してもらえらるような形で、海水浴だけではなくて、地元の水揚げされた魚介類を利用したイベントの開催等、地元の大紀町、地域住民、漁協等と連携して、推進していくことを考えております。また、海水浴場の利用客に対しては、大紀町が整備していただきました高台や、迅速に避難ができるよう放送による案内や、分かりやすい避難誘導看板の設置等、必要な管理を大紀町に委託しておりますので、その大紀町の方と県が協議しながら進めていくことを考えてりまして、既に協議の方は始めております。以上でございます。

(公共事業運営室長)

続きまして、17 ページからになります。県土整備部の海岸事業、港湾事業、街路事業について、報告をお願いいたします。

(流域整備分野総括室長)

続きまして、県土整備部の方から説明をさせていただきます。18 ページを開きいただきたいと思っております。海岸事業についてということで、事後評価の審査対象事業が、小山浦地区海岸でございます。委員会からは、平成 23 年 11 月 8 日に開催された第 3 回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、「事業の効果、今後の課題については、事後評価の妥当性を認める」との答申を頂いております。ありがとうございました。

この事業の背景でございますが、この小山浦地区海岸は、紀北町にございまして、銚子川河口の右岸から南西方向に直線的に伸びる海岸にございまして、背後に人家が集積しておるとともに、その背後には国道 42 号なり JR 線が通っているという状況です。この海岸につきましても、過去何度か災害を受けまして、堤防前面に消波ブロックを設置するなどの対応をしてきましたけれども、やはりそれだけでは不足するというので、離岸堤を前に出して面的防護をするということで、対策を実施してきております。

事業への対応方針でございますが、事業の課題としましては、委員会におきまして、完成後の海域周辺環境の変化を追跡調査などにより、確認を行ってすべきであるという意見を頂いております。

これにつきましては、やはり計画段階ではこういった潮流や汀線の変化について予測をしているのですが、その後の調査とか、まだまだ不十分ということで、今後は追跡調査や、他機関が行って見えます調査等を有効に活用しながら、予測結果の検証を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、19 ページでございますが、港湾事業でございます。対象事業は、

津松阪港（大口地区）の事業です。委員会の方からは、平成 23 年 12 月 20 日に開催されました第 4 回の委員会における審査の結果、「事業の効果、今後の課題については、事後評価の妥当性を認める」との答申を頂きました。ありがとうございました。ただ、これの審査につきましては、第 3 回でも審議をしていただいて、評価の仕方についていろいろご示唆を頂いたところでございます。ありがとうございました。

この松阪港（大口地区）港湾改修事業の背景でございますが、この松阪港、いわゆる三重県の中南勢地域における物流拠点でございます。施設の老朽化や船舶の大型化、また背後企業からの貨物輸送コスト削減の要求等から、大型船舶が接岸可能な岸壁整備が望まれておりまして、平成 12 年から、中央ふ頭におきまして、そういった施設整備をしてきたところでございます。また、これに併せて、旅客ターミナル、中部空港に結ぶターミナル整備ということで、旅客移動の効率化を図ったところでございます。

事業の対応方針ですが、事業の課題としましては、やはりユーザーあってのところが、港湾事業はございますので、現実に即した事業効果の算定を行うこと、また港湾施設について、より一層利用されるように、ユーザーの声を聞きながら取り組んでいく必要があると考えております。

このため、解決方針としましては、事業効果の算定に当たりましては、ユーザーであります港湾事業者へのヒアリング内容を充実させる等、実態に即した算定方法となるようにしてまいりたいと考えております。また、せっかくつくりました港湾施設において、より一層の利用が図られますように、ユーザーの意見を聞きながら、より安全で使いやすい港湾整備に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

（住まいまちづくり分野総括室長）

続きまして、街路事業についてご説明申し上げます。対象事業は 3 件で、富田山城線、駅前高塚線外 1 線、東町野登線、この 3 線でございます。委員会のご意見といたしまして、平成 23 年 11 月 8 日に開催されました第 3 回の委員会における審査の結果、「事業の効果、今後の課題については、事後評価の妥当性を認める」とのご答申を頂いております。また、併せて、「今後の事後評価においては、費用便益算出マニュアルで算出した結果だけではなくて、供用後のデータを用いて現状に合った検証を行うこと。それから、アンケートによる住民の意見については、必要性を十分に検討の上、当該事業に対し反映をして、対策を講ずること。特に、安全対策については、速やかに対応すること」とのご意見を頂いたところでございます。

街路事業の背景でございますが、上の 3 行につきましては、先ほどの大口線のところで説明した内容と同様ですので、省略をさせていただきますが、4 行目で

ございます。富田山城線は、国道1号線との立体交差化および現道の4車線化を行い、円滑な都市交通の確保を図ることを目的に、平成18年に事業を完了しておるところでございます。それから、駅前高塚線、東町野登線につきましては、幅員狭小区間の拡幅や両側歩道の整備により、都市内交通の円滑化や歩行者空間の確保、電線地中化による防災区間の確保を図ることを目的に、平成19年度に事業を完了しておるところでございます。

事業への対応方針で、課題でございます。アンケート調査による住民の意見について、必要性を十分検討の上、対策を講じていく必要がございます。中でも安全対策に関する事項については、早急に対策を実施する必要があります。また、今後の事後評価においては、費用便益マニュアルで算出した結果だけではなくて、供用後のデータを用いて、現状に合った検証を行っていく必要があります。

その課題の解決方針でございますが、特にアンケート調査による住民意見については、必要性を十分に検討の上、対策を講じますが、特に安全対策については、委員会からも早急にというご意見を頂きましたので、路面表示、横断歩道の引き直しは、既に実施をしております。それから、今後の事後評価ですが、これも委員会の方からご指摘いただきましたように、既存データを活用して、今後の実際の交通量との比較により、便益の検証を行うこととしてまいりたいと思っております。以上でございます。

(公共事業運営室長)

委員長、事後評価結果における対応方針の報告は、以上のとおりでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

(委員長)

ありがとうございました。では、委員の皆さん、今年度委員会での審査を行いました事後評価対象事業の個々の事業について、今後の対応方針を述べていただきましたが、ただ今の説明につきまして、何かご質問もしくはコメント等ございませんでしょうか。

(委員)

農水商工部の福岡室長にお聞きしたいと思えます。やはり農家の高齢化の進行や後継者不足というところに、どうしても今後こういう傾向があまりにも強く出るので、お聞きしたいです。24年度の農林水産省の基本方針が幾つかプランとして出ておりますが、例えば、担い手育成プランとか、利用集積プランとか、新しい集積計画が発表されておりますが、その辺のところはどのように対応されるおつもりでしょうか。私、多分知っている者同士でお話しておりますので、室長の方から、ぜひ皆さんに分かるようにご説明いただければいいと思えます。

(農業基盤整備分野総括室長)

ご指摘のとおり、農水省の方から今後のあり方ということで、7項目ほどありました。その中で、委員がご指摘いただいたように、これからの農業の規模について謳ってある項目がございます。担い手として平均して20町から30町ぐらいの農業者を育成していきましょう。それは共同でやられる場合でもいいのですが、主に米で20町～30町を、1人なり1つの団体に集積していきましょう。その規模があれば、経営として成り立っていくでしょうということで、今後進めていくという施策が、これから具体的に打ち出されていきます。来年度、まだ予算は確定はしてないのですが、今自分の持っている水田を、例えば預ける方にも補助をしましょう、支援をしていきましょう。また、受け手、若手が例えば入っていく方にも支援していきましょうという支援策。他にもあるのですが、そういう支援策を取ろうとしています。

その中で、現在の津中部地区を例に取らせていただきますと、再評価の委員会の中でも、120町の農地があるわけですが、今半分以上が集積をされていっています。計画では5年後には80%まで集積したい。まさにこの事業をするということは、効率を上げるというのが最終の目標ではなくて、担い手さんに、この事業をきっかけに、この地域がどんな農業をしていくかということを考えていただいて、地域の合意を得て、担い手さんに集めていっていただきましょうというのが、この事業の本来の目的だと、私は思っております。

ただ、そのときに、もう1点問題となってくるのは、そのように集積をしていって、大規模な担い手が育っているのはいいのですが、資源、水路とか農地の維持を誰がやるのでしょうかというところです。当然ながら農業をする人が、担い手へ集積すれば少なくなるわけです。そうすると、やはり地域として自分たちの農地なり農業用施設、それは自分たちの資源でもあるわけですから、その地域でそれをどうしていくのでしょうか、どのように維持していくのでしょうかというのも、やはり考えていっていただかなければならない。

その中で三重県では、先ほども少しご説明させていただきました「農地・水・環境保全向上対策」という対策を支援させていただいています。これは地域の資源を、農業者だけでなく、地域の皆さん、また地域外からもそこを訪れる皆さんと一緒に、少し環境を守っていただけませんかという対策です。そのようなことを少し進めながら、自分たちの地域をどうしていくんだという、地域の課題を解決する組織に育てたいと思っております。そのようなことを少し進めながら、これからの高齢化なり混住化というものに対して、対策を打っていきたいと考えております。

(委員)

ありがとうございます。「農地・水・環境保全向上対策」は、どちらかという
と、当該地域の組織的なプランであって、今、国がやっている集落営農体制と
か、法人化とか、企業化した組織が、新しい施策の中でやっていくプランとは、
もう少し違ったような形になっているわけですね。

(農業基盤整備分野総括室長)

今、国がプランを立てましょうということを、来年度から推進しようとしてい
ます。ただ、それは、やはり先ほどもおっしゃったように、農業をどうしていく
のかというプランを立てましょうということですが、どなたを担い手にして、ど
なたに集めていくのかというプランを立てましょうということですが、当然それ
も含めた中で、もう少し広く自分たちの農地なり施設をどう維持していくの、自
分たちの環境をどうしていくの。ただ、それは営農ということが中心になって、
農業をすることによって守られていくものだと思っています。当然それも含めて
もう少し広い意味でのプランづくり、組織づくりと考えております。

(委員)

ありがとうございました。

(委員長)

他に何かございませんでしょうか。では、私の方から、海岸関係でお伺いしま
す。防危部の方が 11 月ごろに津波の予測をちょっと見直しされて、高めの予測
が出ていますが、ああいうのが出てきて、何か方針を見直しとかいうことはある
のでしょうか。海岸の対策として、今以上に、高くするという事ではないんだ
ろうと思いますが、そういうのがきっかけで見直しされるということは、今後あ
るのでしょうか。

(流域整備分野総括室長)

3.11 を受けまして、海岸につきましては、我々県土部の所管と、あと農水商
工部の所管もございますので、関係の室・課が寄りまして、ワーキングといいま
すか、情報共有しながら考えていくというのを、8月に会としては立ち上げてお
りまして、そのときはまだ8月でしたので、8.7 の津波と海岸堤防高を一度整備
してみようということは、やりかけたところがあります。特に、8.7 から9に県
の方で想定を変えましたので、じゃあ具体的にどう動いていくかというところ
については、9が出たからというところでは、変わっておりません。もともと国
の方でも、1,000年に1回程度の最大級の津波については、基本避難ということで
申しておりますし、ハード的には50年～150年ぐらいの頻繁、頻繁という用語
弊があるのですが、起こりやすいものについては、何とか防災壁を高く上げて、

しっかり守ろうという方針は出ておりますが、なかなか三重県の中ですぐさま高さで、頻度の高い津波についても上げていくのは、なかなか困難です。

今、24年度の予算に向けて動きがあるわけですが、議会が始まるわけですが、その中で県土整備部で出させていただいているのは、21、22で老朽化調査をたまたまこれは伊勢湾台風50年ということで、調査をしていました。空洞が見つかったり、ひび割れが見つかった所については、緊急に対応して、そこを堤防としてしっかりさせる。私も先ほど再評価の方でお話をさせていただきましたが、少しでも粘り強くすることによって、ペしゃんとなってしまっは元も子もありませんので、まずそこに対応していこう。上げるのはなかなか距離も長いですし、時間がかかるので、まずはその補修というか、補強みたいなところをやろうと考えております。

(委員長)

ありがとうございました。他に何かありませんでしょうか。

(委員)

農水商工部の方で、少し後戻りした形の質問になるのですが、今の国の施策としたり、大規模、大規模、営農化組織も大きくすることばかりで、その割に利益率はぐっと低いです。本当の中山間地というのは、一集落で20町～30町では、それだけ行かない所もたくさんあります、私たちの近辺では。そういう所は国の施策と違って、県独自できちんとした施策を打っていただくことはできるのでしょうか。

(農業基盤整備分野総括室長)

すみません、説明不足でした。当然20町～30町というのは、やはり低地部を対象としております。当然中山間地域、三重県内でも800以上の中山間集落、農村地域というものがございます。その中で、我々が今考えておりますのは、当然その地域というのは、農業をすることによって、その地域が維持されている、集落が維持されています。ただ、当然農業で一家を養っているというのは、なかなかないのですが、ただ、当然その地域でその農業が行なわれていることによって、その地域があるということだと思っております。

だから、我々はその地域の資源を活用して、交流を推進していけたらと考えています。例えばで申しますと、尾鷲の天満浦の方に、百人会という農家のお母さん方が、地域の産物を利用してレストランを開かれています。夢古道おわせで、3地区の方が週替わりでレストランを開かれるということをしてみえます。それはひいては、地域の食材を使いながら、レストランをすることによって、活力も生まれる。連帯も生まれる。そして、そこには人が来て、お金も落とさせていただ

ける。これは一つの例ですが、そういうような活動。

ただ、すべての地域がそれがいいかという、それは地域、地域によって違うと思っています。ですから、地域に合った活動なり、地域の資源を生かした経済活動を進めていきたいと思っています。その中で来年度は、田舎ビジネスを支援しましょうという取り組みも、三重県としてやらせていただきます。また、企業さんの CSR によって、企業さんが地域に来ていただくことも、少しマッチングも支援していきましょう。交流を深めていくことによって、地域の経済活動を促していこうと。

ただ、それはやはり県が考えることではなくて、県は支援は当然させていただくのですが、地域の皆さんでお考えいただく場も、つくっていただきましょうということで、地域活性化プランというものも、今年から、自分たちの地域でどうしていくのですか、また地域資源を活用してどんな経済活動を起こしていくんですかということも、お考えくださいということで、そのような支援も少し始めさせていただきますところですよ。

ですから、中山間地域で 20 町～30 町集めるなんていうことは、当然考えられないと思っていますので、地域でまとまった中で、そういう地域資源を利用した経済活動なりを、一緒に進めさせていただければと思っています。

(委員長)

他に何かございませんでしょうか。特にないようでしたら、かなり早いですが、今日は委員の方も少ないですし、議事を終了したいと思います。よろしいでしょうか。それでは、今年度の再評価および事後評価の今後の対応方針をお聞かせいただきましたので、ここで私から委員長としての感想ということで、あまり偉そうに所感を述べるというのは、どうかとは思いますが、ちょっと一言申し上げさせていだきたいと思います。

ちょうど再評価で、県土整備部の方から、道路、海岸、街路という話が出てきて、これはすぐに出てくるのは、3.11 ということだと思いますけれども、防災とか安全というようなお話が、共通して出てきたと思います。それは、こちら側もそういうことを意見として、付けさせていただいたということだと思います。事後評価の方でも、県土整備部の海岸、港湾、街路の方でも、安全対策という話、防災という話が出てきたと思います。これも同じだと思います。

非常に安全とか防災ということに対して、我々県民の代表ですが、県民が非常にそのあたりに神経質になっている時代になってきているのだと思います。そのあたり一番気を付けて、県としては防災とか安全とかいうものに留意して、事業を進めていっていただきたいと思っています。

もう 1 点、これも非常に大事なことですが、事後評価で農水商工部さんの方で、担い手育成という話が出てきました。今、あまり暗い話はしたくないのですが、

日本は坂道を転げ落ちるようだと、皆さん感じていらっしゃると思います。一つ転げ落ちるようなところで 3.11 が起きて、後ろから蹴られたような状態になったのですが、それとは別の話で、農業もどなたかに食べるものをちゃんとつくっていただいて、ちゃんと国産のもので確保して食べたいのですが、非常にそれはジレンマがあるのですが、皆さんが東京の非常に明るいオフィス街で働いて、あまりしんどい目をしたくないで、お金をたくさん欲しいと、皆さんがどんどん思っていて、どんどんそちらへ流れていく状態も、非常によく分かるわけです。

そういうところで、担い手育成なりどなたに農業をやっていただくかという問題を解決するという非常に難しいことを、農水商工部がやっていらっしゃることは、非常によく理解しているつもりでございます。ものすごく難しい話ではありますが、そういう面でも何か方策を見つけてというのは、非常に無責任な言い方ですが、みんなで考えていかないといけないと思います。

何にしろ、先ほども言いましたが、日本にだんだんお金がなくなっている状態でもありますので、防災の面に関しても、農水商工部さんのお仕事にしましても、非常に効率的にお金を使っていただいてやらないと、なかなか財源というのが、難しくなっている状態だと思います。そういうことも含めて、お話に出てきたと思いますけれども、費用便益マニュアルで算出するだけの結果だけではなくて、多面的にいろいろなことを考えて、公共事業の評価をしながら、今言いましたような、効率的な事業を進めていただくように、我々の側としては求めるという偉そうなことではなくて、そういう方向に行くようにお手伝いしたいと、委員長として思います。

話がまとまりつかなくて、非常にばらばらの所感ということになりましたが、以上の話をもちまして、感想とさせていただきます。

(公共事業運営室長)

委員長、どうもありがとうございました。それでは、閉会にあたりまして、公共事業総合推進本部の事務局長、土井総括室長からご挨拶申し上げます。

(公共事業総合推進本部事務局長)

北川部長が所用で欠席しておりますので、私の方から全体的な意見ということで挨拶させていただきたいと思います。まずは、委員長はじめ皆さま方、本当に1年間ありがとうございました。貴重な意見、自分らが聞いておりますと、えっというような意見も非常に頂きました。本当にありがとうございました。

そのような中で、先ほど委員長からの感想にありました防災という意味で、実は私ども、2時半から来年の予算の記者発表をしておりますので、その中でも、県土整備部は防災知事と言われておりますが、防災に力を入れていくという中で、例えば海岸とか河川の豪雨とか津波対策とか、そういうことを安全・安心に向け

た取り組み、これを第一優先。それと、命を支える道づくりということで、緊急輸送路とかそのようなものに重点的に、例えば、熊野尾鷲道路であれば、津波が来たときの避難路にもなる。紀勢国道事務所、階段をつくっていただいて、高台にある道に逃げられるようにする。そして、それを地元の方と協議をしていくという、取り組みを進めていただいております。そのようなものをきちっと直轄にも進めてもらうための負担もきちっとしていこう。

もう1つ、一番新規の取り組みですが、道路計画です。どういうものかというところ、津波でいろいろな所が、がれきとかで遮断されるとかいうときに、どうやって助けにいくか。がれきをどけていく。それを効率的にやっていこうという。事前に孤立集落を想定しながら、そのような計画をし、例えば備蓄。改復旧する土砂とか、鉄板とか、そういうのを備蓄していくとか、そういう取り組みも進めていくということを、発表させていただいたところでございます。そういう意味で、県土も含めて来年度、防災を中心的にやっていきたい。

その中で、今、委員長言われたように、効率的にやるのが一番重要だと。例えば、我々管理職も8%なり10%、事業の方に召し上げられているという言い方はおかしいですが、一般職員もこのたび3%ということで、1年間ですが、そのような中では、理解を得るためには、合理的にやっていく必要性を、きちっと説明していく。これが非常に重要だと考えております。今後ともこのような評価委員会の中の議論を通じて、理解を得ていくということの取り組みを、進めていきたいと考えている次第です。どうぞよろしく申し上げます。

最後に、この場をお借りしまして、委員におかれましては、今年度退任。任期8年間、長い間、評価委員として貴重な意見を頂きまして、本当にありがとうございました。

(公共事業運営室長)

それでは、これもちまして平成23年度第5回公共事業評価審査委員会を終了させていただきます。あらためて委員の皆さま、1年間ご苦勞さまでございました。ありがとうございました。

(終了)